

# 中予サッカーリーグ審判担当要領

2025年	3月16日	改正
2024年	3月17日	改正
2023年	3月12日	改正
2021年	3月14日	改正
2020年	3月15日	改正
2019年	3月17日	改正
2018年	3月18日	改正
2017年	3月19日	改正
2016年	3月 1日	改正
2014年	3月 1日	改正
2013年	8月20日	改正
2013年	5月 1日	改正
2011年	2月20日	改正
2010年	2月15日	改正
2009年	3月12日	改正
2008年	1月12日	改正
2007年	3月 2日	改正
2006年	3月 2日	改正

★必ず、第1試合目の両チームに本部席(審判席)とチームベンチを作らせること。  
★1試合目の審判チームは、審判報告書にそのことを記載すること。

## 1. 審判の服装及び試合中に携帯するもの

- ①主審・副審とも正規の審判服を着用すること。
- ②審判服の左胸にはワッペンを貼り付けること。(リスペクトワッペンの貼付けは、任意とする。)
- ③主審が試合中に携帯するもの：審判カード・退場カード・警告カード・笛・時計・コイン・ペン
- ④副審が試合中に携帯するもの：フラッグ・時計
- ⑤空気入れ及び空気圧計を必ず試合会場に携帯し、試合前に基準値計測をすること。

## 2. 試合での留意事項

- ①ユニフォーム等の点検
  - ・主審は、試合において着用するユニフォームを決定する権限を持つ。
  - ・胸番号のないユニフォームは着用できない。
  - ・両チームのユニフォームの色彩が似ている場合は、原則として、ホームチームが着用したい色彩を優先させ、アウェイチームのユニフォームを変えるように指示すること。
  - ・同一チーム内の選手のユニフォームの色彩が違っている場合は、統一するように指示すること。多少のデザイン等の違いは認めるが、シャツ、ショーツ又はソックスのいずれにおいても、色彩が違う選手を出場させてはならない。
  - ・シャツの各袖の主たる色と異なる色又は色の柄のアンダーシャツを着用しようとする場合は、チームで色又はその柄を統一するよう指示すること。ただし、同一チー

ムの中に長袖シャツを着用する者が混在する場合は、当該長袖シャツの袖とアンダーシャツは同色でなければならない。

- ・ ショーツの主たる色又はその裾の部分と異なる色のアンダーショーツ及びタイツを着用しようとする場合にあっては、同一チーム内で色彩を統一するよう指示すること。
- ・ ソックスにテープ若しくはその他の材質のものを貼り付け、又は外部に着用する場合にあっては、ソックスと同色でなくても良い。
- ・ ユニフォームを忘れた場合は、指示されたユニフォームに、簡易背番号（簡易背番号とは、元の背番号が隠れる大きさの布にマジックで背番号を書いた物をいう。）を糸でしっかりと縫い付けた物であれば、使用することを認める。
- ・ フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして出場する場合は、原則として、ゴールキーパーの登録ユニフォームを着用させること。ただし、相手チームのフィールドプレーヤーと色彩が異なるなど混乱が生じないとして審判が認めた場合には、当日のフィールドプレーヤーが着用しないユニフォーム（正副のいずれか使用しないもの）を当該ゴールキーパーが着用することができる。
- ・ 試合中にゴールキーパーが負傷等により交代を余儀なくされた場合であって、当該試合のフィールドプレーヤー又は交代選手がゴールキーパーを務めることとなるときは、特例として、当該交代するゴールキーパーのユニフォームを代わりに当該フィールドプレーヤー又は交代選手が着用することができる。この場合において、審判は、審判報告書において、詳細を報告しなければならない。
- ・ 脛あて（レガース）の着用を必ず点検すること。着用していない選手は、出場できない。
- ・ ソックスを下げている選手は、上げさせること。試合途中においても、同様である。
- ・ 出場選手の中で、必ずゲームキャプテンを決め、アームバンドを着用していなければならない。
- ・ ベンチにいる選手及び役員は、試合で使用していない色の上着を着用させること。

②交代選手は最大7名（交代選手は、先発以外の加盟登録票に記載された全選手が対象）

③「試合成立人数は7名以上」である。日程表の試合開始時間になって7名以上いる場合には、試合を開始すること。当該試合開始時間から10分間待っても6名以下の場合には、試合を開始できないため没収試合とし、当該チームを不戦敗とする。

④試合時間、アディショナルタイムの取扱い等は、中予サッカーリーグ規約第10条に規定するとおりである。

⑤当該試合の先発メンバー及びその背番号を記載した加盟登録票（以下「メンバー表」という。）及び紙打出しの選手証又は登録選手一覧は、試合開始20分前までに審判と対戦相手チームに提出させること。

※メンバー表を提出した後にあっては、原則として背番号の変更は認めない。ただし、当該試合の開始前に限り、審判チームと相手チームの了解を得ることによって変更することができる。

※選手証又は登録選手一覧の持参を忘れた場合その他やむを得ないと認められる場合は、電子登録証による提示を認めるものとする。

- ⑥試合開始前その他試合中に行うトスは、コインで行うこと。
- ⑦審判チームは、酷暑が予想される期間（おおむね6月から9月頃まで）における試合においては、試合開始前の気温や湿度の状況を勘案し、及び試合中の急激な気温の上昇があったときは、選手の安全を考慮して、原則として、クーリングブレイク又は飲水タイムの設定をするものとする。この場合において、試合開始前又はハーフタイム中に、その旨、両チームに通知するものとする。
- ・上記期間において、気温30度超となる場合はクーリングブレイクを、それ以外の場合は飲水タイムを設定することを目安とする。
  - ・クーリングブレイク又は飲水タイムは、前半及び後半のそれぞれの開始から半分程度の時間が経過したところで、両チームに有利・不利が生じないようなアウトオブプレーとなった時に主審の合図で実施する。
  - ・クーリングブレイクは必ず3分間日陰等で休息させ、飲水タイムは30秒から1分間まで程度とする。
  - ・クーリングブレイク又は飲水に費やした時間は、アディショナルタイムをとる。
  - ・上記期間以外でも、感染症対策等で選手間でのボトルの共有を避けるため、飲水タイムを設定することを妨げない。
  - ・このほか、クーリングブレイク及び飲水タイムの実施については、別に定めるクーリングブレイク等実施要領に定めるところにより行う。
- ※競技規則参照

### 3. 審判カードの記入

審判カードの記載事項については、漏れなく記入することは当然であるが、特に次のことに留意すること。

- ①年間の得点王争いに関係するので、得点欄に「得点者の背番号」を必ず記入すること。
- ②試合で警告又は退場処分を与えた選手については、「背番号、氏名」を記入すること。

### 4. 審判報告書の作成

- ①試合終了後、速やかに所定の審判報告書を作成すること。
- ②特に、警告又は退場処分を与えた選手がいた場合は、登録背番号、選手登録番号及び氏名を確認するとともに、審判報告書の様式で足りなければ競技規則の様式を用いて詳細を報告しなければならない。また、選手の態度等について問題があれば、必ず記入すること。

### 5. 試合結果の報告

- ①試合結果の報告は、試合をしたチームが所属する部の事務局に、直後の水曜日までに、前記4の審判報告書を電子メールにより送付することにより行うこと。
- ②報告書類（審判カード・メンバー表・選手交代カードをいう。）は、当該年度が終了するまで、審判チームの責任において原本を適正に保管するとともに、事務局から求められたときは、速やかに提出できるようにしておくものとする。
- ③退場処分を受けた者は、事務局長からの連絡があるまでは出場停止となるので、退場処分を与えた選手がいた場合は、必ず詳細について報告すること。

- ④前3項に定める事項については、審判チームの代表者は、責任を持って、試合を担当した審判に指示しなければならない。

## 6. 附則

雷雨等の場合の対処方法について

- (1) 当日の第1試合の両チームが会場準備を行うに当たり、グラウンド一面が水浸しでラインが引けないような状態の場合、雷音があり試合をするには危険な場合その他諸々の状況から試合ができる状態にないと判断する場合は、当該第1試合の審判が試合会場に到着するのを待って、当該審判及び当該両チームにより、速やかに試合を実施するか中止するかについて協議の上決定する。この場合において、最終的な判断は、審判が行う。
- (2) (1) の場合において、審判が当該試合を中止すると決定したときは、当該審判が所属するチームから、速やかに、同日の次の審判チームに中止の旨を連絡するとともに、当該所属事務局に対し連絡を入れること。この場合において、中止の連絡を受けた事務局役員は、事務局長及び事務局役員へ速やかに連絡を入れるとともに、延期に係る日程の調整を始めること。
- (3) 当該試合チームは、日程表上のホームチームにあっては次のホームチームへ、アウェイチームにあっては次のアウェイチームへ、それぞれ中止の旨の連絡をすること。
- (4) (3)の連絡は、当日の最後の試合のチームに連絡が行くまで、確実に行うこと。

### 〔試合中止時における連絡フロー〕

